

指名停止中の事業者一覧

法人名	指名停止期間				該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPO (東京都中央区)	R7.4.11	～	R7.7.18	10W+1ヶ月	「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について 別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	有資格業者である貴社が受注した工事について、事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置をとらず、また、貴社の系列プラントによるアスファルト合材の貴社以外への納入については、貴社は系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、系列プラントとの間の契約書に基づく品質管理義務を果たさず、不適切な社内体制であった貴社は、今後の自社受注工事においても、今回同様の不適切な社内体制により、不正合材の見逃しをする可能性があり、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当である。 以上のことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
鹿島道路株式会社 (東京都文京区)	R7.4.11	～	R7.7.10	3ヶ月	「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について 別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	有資格業者である貴社が受注し、過失による粗雑工事を行った工事及び当該工事の受注者に対し「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで出荷していた事案はいずれも社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認されており、今後の受注工事においても、今回同様の不適切な社内体制により、契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票を容認する可能性があり、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当である。 以上のことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
株式会社佐電工 (佐賀県佐賀市)	R7.4.30	～	R7.6.29	2ヶ月	「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について 別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)	佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、株式会社佐電工の営業本部副部長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年2月18日、佐賀県警察に逮捕されたことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。